

正規職員登用制度

以下のすべてを満たした場合に限り、正規職員への転任試験を受験でき、合格すれば翌年度4月1日から協会の正規職員として雇用されます。

- (1) 競争試験に合格して採用された任期付職員であること
- (2) 転任試験の受験時に任期付職員として2年以上勤務していること
- (3) 転任試験の翌年度4月1日現在で46歳未満であること
- (4) 正規職員の職務に取り組む意欲があり、転任を希望するもの
- (5) 異動（管理職への昇任、シフト勤務制職場への転勤等含む）に応じられること
- (6) 勤務成績が特に良好で所属長の推薦があること
- (7) 心身ともに健康であること